

札幌市除雪機械購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自発的に除雪機械を購入し、除雪を実施する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助金の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付の対象となる除雪機械の購入をいう。
- (2) 除雪活動 補助事業により購入した除雪機械を用いて行われる地域の除雪活動をいう。
- (3) 補助事業者 第8条第1項の規定による交付決定を受けた団体をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもので、利潤の追求を目的としないものとする。

- (1) 町内会及びこれに準ずる組織。
 - (2) 各地区において、主として当該地域の除雪を行うために設置された組織。
 - (3) 公の活動に協力することを目的に設置された組織であり、地域の除雪ボランティアを行うもの。
- 2 前項第2号に該当する組織を新たに設置する場合は、原則として同じ地域内に住所を有する3世帯以上の住民により構成されるものであることとし、団体の規約及び名簿を定めるほか、作業予定箇所沿線の半数以上の地権者から同意書を得ること。
- 3 過去にこの補助金の交付を受けた実績のある団体が、新たに除雪機械を購入するため再度申請する場合は、前回の補助を受けた年度から起算して6年度以上が経過していること。

(補助対象機械)

第4条 補助の対象となる除雪機械は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 歩車道の除雪を行うための、安全装置を備えたハンドガイド型小型除雪機であること。
- (2) 除雪機械の販売を業とする者から購入したもので、新品であること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる除雪機械購入費（以下「購入費」という。）は、前条に規定する除雪機械を購入するために支払った額のうち、除雪機械本体に係るもの（消費税及び地方消費税を含む。）に限るものとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する購入費の2分の1（その額が50万円を超えるときは50万円）以内とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする団体は、除雪機械を購入する日の14日前までに除雪機械購入補助金交付申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 購入しようとする除雪機械の仕様書
- (2) 除雪機械により除雪活動を実施する場所の位置図及び平面図
- (3) 当該補助事業の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等がない旨の誓約書（様式6）

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請書等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

- 2 市長は前項の規定により補助金の交付を決定したときは、除雪機械購入補助金交付決定書（様式2）により、交付申請をした団体（以下「申請者」という。）に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その旨を理由を付して書面により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない旨の決定をしなければならない。
 - (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
 - (4) その他交付目的に照らして補助金の交付を受けることが不適当であると市長が認める者

（交付の条件）

第9条 市長は、交付決定をする場合において、交付目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第7条第1項及び第2項に規定する申請書又は添付書類の内容を変更しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合若しくは遂行が困難となった場合、又は次項の規定により付した交付の条件の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件
- 2 市長は、交付決定をする場合において、除雪の方法その他必要な条件として、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 雪山で狭くなった生活道路の除雪や、高齢者や障がい者宅周りの除雪などの、市道で行う地域の除雪活動を基本として行うこと。
 - (2) 補助金の交付を受けた年度から起算して3年度の間、当該除雪機械により前号に基づき除雪を行うこと。
 - (3) 補助金の交付を受けた年度から起算して3年度の間、各年度の冬季における使用実績を記載した小型除雪機使用実績報告書（様式5）を、各年度につき1回以上提出すること。また、当該除雪機械の管理及び除雪実施状況について市職員が調査を行う場合は、それに協力すること。
 - (4) 補助金の交付を受けた後、団体の当該年度における収支報告書又はそれに類する書類を提出すること。
 - (5) その他市長が必要と認める条件

（補助事業の実施）

第10条 補助事業者は、法令等の規定、交付決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

（補助事業の実績報告）

第11条 補助事業者は、除雪機械を購入したときは、速やかに除雪機械購入報告書（様式3）（規則第13条に規定する実績報告書をいう。以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書に添付しなければならない書類は、領収書の写し等の購入実績が確認できる書類とする。

（補助金の額の決定等）

第12条 市長は、前条の報告書の提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が交付決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、除雪機械購入補助金額決定通知書（様式4）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（是正のための措置）

第13条 市長は、前条に規定する調査の結果、当該補助事業の成果が交付決定の内容に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、必要な是正のための所要の措置をとるべきことを指示することができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による指示に従って措置を行う補助事業について準用する。

（補助金の交付時期）

第14条 市長は、第12条の規定による補助金額決定の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

（除雪活動の実施）

第15条 補助事業者は、法令等の規定、交付決定の内容並びに第16条第2項及び第3項の規定による指示に従い、善良な管理者の注意をもって除雪活動を行わなければならない。

（状況報告及び指示）

第16条 市長は、除雪活動が適正に行われているかどうかを確認するため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

2 市長は、除雪活動が交付決定の内容に従って行われていないと認めるときは、補助事業者に対し、適正な実施その他必要な事項の指示をすることができる。

3 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該除雪機械の使用の一時停止を指示することができる。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第17条 市長は、交付決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により補助事業又は除雪活動の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助事業又は除雪活動を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業又は除雪活動を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

2 市長は、交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該交付決定の内容を変更することができる。

- 3 市長は、第1項の規定による取消し又は前項の規定による変更をした場合は、当該補助事業者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(違反等による交付決定の取消し)

第18条 市長は、第17条第1項の規定による場合のほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第10条並びに第15条、第22条又は第23条の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが判明したとき。
- (3) 補助事業の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等があることが判明したとき。
- (4) 第8条第4項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
- (5) 第16条第2項若しくは第3項又は第13条第1項の規定による指示に従わなかったとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助事業者に対し速やかにその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、第17条第1項又は前条第1項の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第20条 補助事業者は、第18条第1項の規定による取消しに関し、前条の規定による請求を受けた場合は、当該請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該請求を受けた額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額）につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する割合で計算した金額に相当する加算金を納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 第1項本文の規定により加算金を納付しなければならない場合においては、補助事業者の納付した金額は、前条の規定による請求を受けた額に達するまで、まず当該請求を受けた額に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、前条の規定による請求を受け、これらの規定により定められた期限（以下「納期日」という。）までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額）につき、法第19条第2項に規定する割合で計算した金額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

(理由の提示)

第21条 市長は、第17条第1項若しくは第18条第1項の規定による取消し又は第16条第2項若しくは第3項若しくは第13条第1項の規定による指示をするときは、補助事業者に対し、その理由を示さなければならない。

(除雪機械の使用等に係る承認)

第22条 補助事業者は、補助金により取得した除雪機械を、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を本市に

納付した場合又は交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（書類の整備等）

第 2 3 条 補助事業者は、除雪機械の購入に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備するとともに、当該補助事業を完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年間保存しなければならない。

（委任）

第 2 4 条 この要綱の施行に関し必要な事項及び書類の様式は、建設局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 3 1 日から施行する。